

平成28年度 第9回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成29年3月7日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成28年度 第9回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時** 平成29年3月7日（火）
- 開会時刻** 午前10時00分開会
- 開催場所** 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員** 1番 井阪晴美 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己
5番 尾家富千代 6番 柳葵 7番 久保良作 9番 中林敬
10番 梶谷廣美
以上8名出席
- 欠席委員** 8番 上田静可
以上1名欠席
- 事務局員** 事務局長 中尾司
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹
- 関係者**
- 議事事項** 議案第11号 農用区域から除外する措置について
議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成28年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成29年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について
議案第14号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について
協議第5号 平成29年度高野町農業委員会の開催日程について
報告第11号 農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組みについて
報告第12号 地積調査事業に伴う地目変更の通知について
- 議事内容** 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。定刻の時間よりちょっとおくれましたが、ただいまより平成28年度第9回高野町農業委員会を開催いたします。

本日の委員会でございますが、出席委員8名、欠席委員1名で、欠席委員が8番、上田委員です。高野町農業委員会会規則第9条による規定数を越えておりますので、本日の委員会は成立しておりますので、御報告いたします。

本日は、事務局長が他の公務のため出席できませんので、御了承いただきますよう、お願いいたします。

それでは、続きまして、高野町農業委員会会規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の指名委員につきましては、1番、井阪委員、3番、下名迫委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会規則第8条により、当委員会の会長となっております柳会長、進行をよろしく願います。

議長

おはようございます。それでは、2月はちょっと飛びましたけれども、3月に入りまして、また定期総会に・・・定期議題がありますので、よろしく願います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第11号「農用区域から除外する措置」について、事務局より説明をお願いいたします。それでは、あけましておめでとうございます。昨年一番若い辻本委員が不慮の事故で亡くなりまして、皆さんには御迷惑とかいろいろ御記帳いただきましてありがとうございました。これからいろいろと9人ですがそれでやっていきたいと思っておりますので、また御協力よろしく願います。

事務局（門谷佳彦）

議案第11号、農用区域から除外する措置について、別添のとおり、高野町長より農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき変更するため、同法施行令（昭和44年政令第254号）第3条の規定により、農業委員会の意見を求める。平成29年3月7日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。次のページ以降、詳細が載っておりますので、ごらんください。

今回除外する所在につきましては、高野町大字・・・・・・・・、ほか1筆でございます。登記簿種目については、田、現況地目については、休耕地となっております。除外面積については、合計あわせまして2,045平方メートル。除外の目的につきましては、資材置き場でございます。申請者の住所、氏名について、和歌山県伊都郡高野町大字・・・・・・・・、・・・氏。申請人との関係については、本人の申請でございます。

今回の案件につきましては、農業振興地域整備に関する法律第13条第1項に基づく変更を行うため、同法施行令第3条に基づく本会に対する意見照会でございます。農業振興地域の除外については、法律同法第13条第2項の次の要件が満たす必要があります。

次の要件というのが、4ページの後ろに、各項目の説明事項というふうに書かれている部分があると思いますので、御参照いただければと思います。こちらの第2項、第13条第2項の各・・要件を満たすと判断した理由というところが該当する必要があるがございます。当該土地を除外するにより、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適正であり、他の土地にかえることが困難であることというのが1号の分になります。1号については、除外後、直ちに転用を行う予定であり、不要不急の用途に供するものではない。また、周辺環境に配慮した計画である。代替地については、別添のとおり検討したが、条件等を考慮すると、農用地区域以外に適当な土地がないということがございます。代替地の検討については、右側に書いてある代替地の検討をしたものでございます。以降については、代替地の検討した箇所の図面が載っておりますので、御参照ください。

続きまして、第2号で、当該除外により、農用地区域内の農地集団化、農作業の効率化、その他、土地の農業上の法律かつ消防的な利用に支障がないこと。これが法第13条の第2項第2号でございます。こちらは東側が町道刈加せの、南側が町道南線であり、集団農地の緑辺部であり、資材置き場が設置されることに営農環境を支障が生じることは認められない。また新たに事業等の予定がないということで、問題ないということにしています。

次に、第3号につきましては、当該除外により、農用地区域内の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用の集積に支障がないこと。項第13条、第2項第3号です。これは、周辺に農地を耕作する者が一定いないこと、またそれに伴う利用集積をする恐れがないということで、判断しております。

次に、第4でございますが、当該除外により、農用地区域内の法3条第3項の施設に支障がないこと、法第3条、13条第2項第4号ということでございますが、施設のことになりますので、既存の用水路が存在しているが、雨水のみの配水であることから、既存水路へのH用排水路の機能の支障を及ぼす恐れがないと判断をしております。

次に、5番でございます。法第10条第3項第2号に掲げる土地を除外する場合は、政令で定める基準に適合していること。法第13条第2項第5号、施行令第9条でございます。ここにつきましては、土地改良事業を行って以降8年たっているか否かを判断するべきところでございますが、当該地区においては、土地改良事業等の実施がありませんので、該当しておりません。

以上の5要件でございます。以上の5要件に全て合致することから、農業振興地域の目的の達成等に影響がないことから、事務局としては、やむを得なく同意できるものと判断しておりますので、御審議等、お願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありましたら、御意見、御質問はございませんか。ないですか。なかったら、いいでしょう。ないようですので、11号議案について、可決したいと思います。

続きまして、議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見などございませんか。これは地元の委員さんは関係ない。

事務局（門谷佳彦）

議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、別添の農地について、農地法施行令第7条（昭和26年3月31日政令第78号）の規定により、農地の転用について、許可申請があったので、農業委員会の可否を求める。平成29年3月7日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページ以降、詳細等が載っております。どうぞご覧ください。

今回の申請につきましては、農地法5号の申請で1件ございます。農地の所在について、・・・字・・・で、場所については図面で、3ページのあとに図面が載っておりますので確認をお願いします。登記簿地目につきましては、畑、現況地目については休耕地となっております。農地区分については、高野町役場富貴支所より115メートルの位置であり、第3種農地として判断をしております。農振農用地区分については、農振農用地外で、平成28年12月19日に除外を完了しております。面積につきましては、869平方メートル、権利種別の設定については、仕様貸借権の設定でございます。貸付人の住所氏名については、和歌山県橋本市・・・・・・、・・・氏。借り受け人の住所氏名につきましては、和歌山県伊都郡高野町大字・・・氏です。借り受け人は現在職業は無職です。転用目的につきましては、太陽光発電施設、太陽光パネル約300枚を設置する予定でございます。転用理由については、賃貸し人が会社でふだんは維持管理等は申請地付近に住む父親または母親に農地の維持管理等をお願いしておったが、父親等が高齢になり、維持管理が困難となることから、このままでは耕作放棄になる可能性があり、農業経営の規模を縮小し、土地を有効利用したいと考えていた。また、借り受け人については、1昨年より再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による太陽光発電施設の設置を行っており、隣接する本申請値は日当たりもよく、十分な設置面積を確保できることから、それぞれの意見が相まって、今回、・・・借り受けて、本申請に至ったものでございます。

隣接農地につきましては、全て・・・・・・氏申請者本人でございます。当該水利組合はありませんが、当西富貴区長であります・・・・・・氏に同意を得ているものが添付されてございます。

今回の作業内容につきましては、切り土は最大で0.45メートル、45センチ。盛り土については、最大49センチの盛り土を行います。汚水及び雑排水等は太陽光施設のため、発生いたしません。なお、現地調査につきま

しては、平成29年2月7日に井阪晴美委員と行っておりますので、後ほど委員より御報告がありますので、お願いいたします。

精査の内容については、資力及び信用、計画面積の妥当性や土地の利用見込、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況、転用行為の確実性、関係機関との協議進捗状況、また、周辺農地等への営農状況への支障の有無などを見ても問題なく、許可要件の全てを満たしていることから、農地法第5条第2項の各号の許可できない基準に該当していないため、許可基準要件を満たしていることから、皆様の許可相当として、皆様の御審議をお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局にありましたように、次、現地報告について、担当委員の井阪委員より報告をお願いいたします。

井阪委員 1番井阪です。本案件について、へお29年2月7日に事務局の門谷係長とともに現地調査を行いました。現地は富貴支所の近くで、一昨年に今回の賃貸人が太陽光発電施設を設置したとなりで同様に行い、周辺の営農等に影響を及ぼす恐れがないことや、隣接者及び区長に同意を得ていることなどから、本案件については許可、証拠を判断しています。以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局並びに担当委員から説明がありました。何か御意見、御質問はございませんか。

井阪委員 済みません。1番井阪です。ここをされることは、もう・・・が全部、・・・氏の土地ですので、ほかの営農に支障があるとか、そういうことは一切ないと思いますので。以上です。

議長 はい、わかりました。今、担当委員から説明がありましたが、私も家が近くにありますので、何の影響もないと思います。それで、一応こういうふうには、これはいつからかかるのですか。もうかかっているのですか。

事務局（門谷佳彦）

いいえ、この許可を出してから工事にかかる予定というふうになっていないので、きのう見た時点ではかかっていなかったもので、ちゃんと守ってくれています、今回は。補足なんですけど、切り土、盛り土だったとき、前回は切り土、盛り土があって、土砂条例に基づく許可が必要だろうということで、変更で一時計画変更させていただいたんですけど、今回については事前に切り土、盛り土があるだろうということを突っ込んだ上で申請の段階で確認しましたところ、今回のとおり切り土と盛り土が発生するのですが、土砂条例に基づく基準を下回ることから、土砂条例の許可等が必要がないということ

になりますので、本許可を得た時点で着工が始まる予定となっております。

議長

ありがとうございます。この議題について、何か疑問、質問はございませんか。

なければ、第11号議案は可決したいと思います。

続きまして、議案第13号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成28年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成29年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第13号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成28年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成29年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について。農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付20経営第5791号、経営局長通知）に基づき、平成28年度の点検・評価結果（案）及び平成29年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）を作成したので、審議願いたい。平成29年3月7日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページからです。次のページの最初に書いてあるのが、29年度の活動計画が1ページ、続いてその後に28年度の目標、点検・評価を記載させていただいているところでございます。これにつきましては、従来どおり毎年やっているところで、農業委員会の判断の透明性、公正性、公平性が内部、外部問わず求められていることから、点検・評価と計画案を作成し、地域の意見を興味して経た上で決定することとなっております。

今回も地域から御意見をするため、事務局において原案、このとおり作成しております。現在、高野町のホームページにおきまして30日間の公告縦覧を行っているところでございます。意見終了後に地域の皆さんからの意見を反映させた上で、再度、農業委員会等で審議をさせていただき、決定後、県を通じて国等に報告させていただくとともに、ホームページに審議結果案を報告させていただく予定となっております。

昨年度より様式が変わっております。特段変わっているところで、最初の項目につきましては、まず29年度の目標・点検等については、農家数と就業者数、畑の面積等につきましては、ここに書かれているように、統計の数字をそのまま転記することとなっておりますので、転記をしております。

農業委員会の体制につきましては、こちらのほうから旧制度、新制度とそれぞれの委員会によって変わることから、記載することとなっておりますので、本委員会につきましてはまだ旧制度の委員会のままでございますので、記載をしております。

次のページの横でありますが、担い手への農地の集積につきましては、管内の面積については146ヘクタールで、年度末3月末現在につきましては

は、これまで4.9ヘクタールで、集積率については3.4%でございます。

課題としましては、本町農業は山間地域が多く平地が少ない。また、生産基盤の未実施のところの整備による条件不利地域であり、小規模多種多様な農作物が生産されている。これは、それぞれの地域農家の頑張りにより経営が維持されているが、高齢化により限界が近づいている。また、農地の分散策等により、集積が容易でなく、担い手が少ないので、集積が困難をきわめているということが課題であると報告しております。

29年度の目標につきましては、今年度と同様、2ヘクタールを目途に集積を行いたいというところでございます。

活動計画としては、紀北川上農業協同組合と連携し、利用権の設定、主に中間管理事業を活用することを想定しておりますので、推進していくということにしております。また、農振地域で中間管理事業を使えない分については、従来どおりの方向で行いたいと考えております。

次に、新たな農業経営を営む者の新規参入についてでございますが、27年度につきましては、新規経営体1経営体というところでございます。これにつきましても、28年度と実績がございませんので、引き続き新たな経営体を含めていきたいと思っております。この1経営体というのは、農業生産法人アコムファームスさんのことでございます。この分を1経営体、27年度に新規参入としてカウントしております。今後も含めて、なかなか新規の参入がないというところでございます。

遊休農地に対する措置でございますが、管内の面積については146で、昨年末28年調査における結果でございますが、15.3ヘクタールと、全体の割合の10.5%が耕作放棄地となっております。耕作放棄地についても、本町は先ほどと同じように山間地域であり、平たん部が少ないことで、傾斜地の農地が多く、高齢化等による遊休地のキウク化する懸念があることと、また、近年、町獣害被害等が増加し、耕作困難農地が急増しているが、担い手不足と高齢化、除草の指導が厳しく、難しく、耕作放棄地の拡大を苦慮している状態でございます。

この遊休農地に関する措置のことで一つなのですけれども、現在、もう既に、今の時点で遊休農地というか、非農地になっている場合の農地も多数存在しています。その農地についても、いまだに調査に行っていない状態ですけれども、今のところ、非農地については、本人からの申請で、ある一定の要件が満たされた場合、非農地にするということが大前提となっておりますが、それでもなかなか申請がないので進まないということなので、今度、こちらのほうから非農地の判断をして、所有者に非農地ですという通知を行うような取り組みを平成29年度から先進地で九州の鹿児島県の農業委員会のところでもよく活発にやられている農業委員会があるので、そちらのほうに勉強しに行くなり、その手法を考えて、その方法を本町農業委員会で取り組んで、要は使える農地と使えない農地をきっちりした上で、今後の利活用を考えていきたいと思っております。

目標の活動についてはその辺で、従来通りの、毎年皆さん御面倒なので、利用状況調査につきましても、本年と同様に続いて行いたいと思っておりますので、御協力等、よろしく願いいたします。また、今年度から航空写真がこの3月に新しくふえましたので、そのデータをアップした分を御提供できると思っていますので、まだこれも作業中でございますので、またよろしく願いいたします。

違反転用の適切な対応でございますが、現状のところにおきましては、違反転用等の報告事例等も特にございませんので、引き続き、皆様の農地パトロール等、御尽力いただいたかと思っておりますので、引き続き取り入れていただきますよう、よろしく願いいたします。

次のページにつきましては、28年度の活動、点検・評価でございます。大まかな内容等につきましては、先ほど説明した29年度のとおりと、項目、構成等になっておりますので、ごらんいただきますよう、お願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

井手上委員 3番、井手上です。遊休農地の件ですけれども、写真を撮って、この場所の地番を特定するのはちょっと地籍調査等の関係で難しいかもわかりませんので、その辺の配慮をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

事務局（門谷佳彦）

現状については、やはり地籍調査等をしていないと、ひっかえがなかなか難しいというのが現状でございます。その辺も含めて、先進地でやられている方法、手法等について学んで、地籍調査率100%とかと言われたらもうどうしようもないのですけれども、その辺も含めた上で、うちと状況が似たような感じでやられている市町村、農業委員会についてちょっと研究をした上でやっていきたいと。ただ、農業委員会サイドでこれをやったところで、やはり登記官の問題が議会も必要でございますので、その辺も含めて調整して、中長期的に進めていきたいと考えておりますので、御了承願います。

議長 ほかにないですか。ほかにないようですので、13号議案について、可決したいと思います。

次に、議案第14号、農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局（門谷佳彦）

議案第14号、農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定につい

て、農林水産省令で定めのある農地法施行規則（昭和27年10月20日農令第79号）第17条の別段の面積基準に基づき、高野町内の農地の別段の面積について、審議願いたい。平成29年3月7日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

これは農地法の第3条で、農地を取得するときの最低持っていなければならない面積の設定のことです。農地法では30アールというふうになっているのですが、それを施行令のほうで市町村の農業委員会が実情に応じて定めた場合は、その限りではないというふうに定めております。詳しい見直しの理由等につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときには、その面積を下限の面積として設定できることになっております。

農業委員会は適正な事務実施等について、毎年、変わらずとも下限面積について農業委員会で議論した上で設定することとしなければならないということで、以下のとおり提案をいたします。

方針としましては、農地法施行規則第20条第2項を適用し、高野町全域における下限面積（別段の面積）を現行の平成21年12月15日付21高野農委員会5号で告示している高野町内全域10アールの変更を行わないということを持続するというございます。

その理由としましては、高野町全域の耕作放棄地が年々増加しており、かつ、周辺の規模拡大を希望する農家等が存在しないことから、新規就農を促す上でも、農地の取得、有効利用を図る必要があることから、別段の面積、取得しやすい状況を維持しておくということで、この10アールを行います。

下のほうに、農地法施行規則第17条第1項の抜粋を掲載させていただいております。施行令等に載っております。一応、10アールのまま維持して行いたいという事務局側でございますので、御審議をよろしく願います。

議長

ただいま、事務局より説明がありました。御意見、御質問はございませんか。そうしたら、ただいまの議案を可決したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、協議第5号、高野町農業委員会の開催日程について、事務局より願います。

事務局（門谷佳彦）

協議第5号、平成29年度高野町農業委員会の開催日程について。このことについて、平成29年度の高野町農業委員会開催日程（案）について、別添のとおり協議願いたい。平成29年3月7日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに大まかな日程を書いております。この書き方ですが、県の常設会議委員会について、その日程があらかじめ案としていただいております。その案から逆算して、締切日と事務処理日等を設定しております。おおむね大体4月10日前後に行う予定となっておりますが、いろいろな事情で、日程等をことしも変更しておりますので、あくまでも大まかな目安ということでございますので、御了承いただきますよう、お願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいまのとおりですので、よろしく願いいたします。

次に、報告第11号、農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

まず最初に、議案が二つありますので、済みません。ちょっとミスプリでございます。申しわけないです。

報告第11号の農業委員会の活動の「見える化」に向けた取り組みについてというのが議題としてありますので、農業委員会の活動整理カードの登録のお願い（平成29年1月4日付28和農議第407号、和歌山県農業会議会長通知）に基づき、平成28年4月1日現在の農業委員会活動整理カードを作成したので、報告します。平成29年3月7日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。1ページにある同じものは削除しておいてください。お願いいたします。

この次も同じように、毎年、全国の先ほどの活動点検評価並びに活動計画と同様に、農業委員会の公平性、公正性を保つことから、毎年、年2回、農業委員会の内容について、全国農業会議所というところのホームページにアップしております。この内容が全国47都道府県の農業委員会のある市町村全てが載っておりますので、またよその市町村が気になるなと思うときがあればごらんいただければと思います。内容については、従来どおり、統計の数字を掲載しているものとか、3条許可した件数等について載っております。特段、農業委員会の状況をそのまま載せているものでございますので、4月1日現在のベースでございます。以上です。

議長 ありがとうございました。11号議案については、以上といたします。

続きまして、報告第12号、地籍調査事業に伴う地目変更の通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第12号、地籍調査事業に伴い地目変更の通知について。このことについて、高野町長より地目の変更通知がありましたので、報告します。平成

29年3月7日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

今回、次のページに2枚ついております。本来ならば毎年提出いただくものでございますが、今回、うちのほうで調べた結果、昨年度の報告を地籍調査の担当から行っていなかったという事実がありましたので、2件行っております。

左側にある2月22日付と書いてある分の花坂地区につきまして、これが昨年度、一昨年調査を報告していただかないといけなかったのですが、今回、2月6日付で先にもらった細川の分で、花坂の分が抜け落ちが判明したので、あわせて提出させていただいております。

次のページ以降について、最初は細川地区の分が載っております。主に載っているのが、農地から農地以外のものに地目を変更された分について掲載されております。この分につきまして5ページまであります。その後、5ページ以降に花坂の分が1ページ、2ページ、3ページと続いてあります。このいずれにいたしましても、このデータについて農家台帳等に反映をしておりますので、台帳上は変わっております。ただ、皆さんに調査をいただきます図面等については、データのほうではまだいただけないので、その修正がまだ完了していないところでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。地積調査はもうずっとやっていますか。

事務局（門谷佳彦）

やっています。

議長 そうしたら、以上で、予定していました議案審議は全て終了しました。そのほか、何か事務局より説明はありますか。

事務局（門谷佳彦）

はい、一つ、お手元にパンフレットを配っていると思います。これは農林水産省、警察庁と農協共済組合から送っていただいたものですが、近年、トラクターによる死亡事故が公道ではかなり多いというところでございますので、気をつけてくださいとしか言いようがないのですけど。事故のないようにしていただければと思いますので。公道を走る場合には、軽車両か何かの登録か、ナンバーか何かがないとだめだと思いますので、事故をしたときについていかなかったら、いろんな意味で問題が出てくると思いますので。なかなかこの安全タイプのキャビン付きの常用のどいらい農機具を使ってやっている人って見たことがないので、多分ないので、もうちっちゃいやつなんだと思うんですけど、できるだけ。トラクターとかキャビンがあろうがなかろうがシートベルトというのがついていると思いますので、シートベルトをして作業していたときに、転倒したときに放り出されて下敷きになりにくいこ

ともありますので、できるだけ安全ベルトを。特に、富貴の場合だと、トラクターとかバックフォアですか、ユンボですか、あれをするときには必ずシートベルトをしてください。大分安全です。

議長 ほかにないですか。ないようですので、今日の議会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

*****午前11時01分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月14日

会 長 _____

署名委員 1 番 _____

署名委員 3 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。